

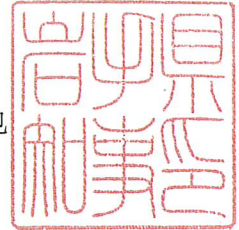
産業廃棄物処分業許可証

住所 岩手県滝沢市篠木黒畑56番地1

氏名 丹内建設株式会社 代表取締役 丹内 心一
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する

岩手県知事 達 増 拓 也



許可の年月日 令和 4年 5月 16日

許可の有効年月日 令和 5年 5月 1日

1. 事業の範囲

(1) 中間処理 (破碎処理)

取扱う産業廃棄物

・木くず

以下余白

(2) 中間処理 (移動式破碎施設による破碎処理)

取扱う産業廃棄物

・木くず

以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 破碎施設Ⅰ (固定式)

ア 設置場所 岩手県岩手郡雫石町笹森89番1、89番2、124番45

イ 設置年月日 平成14年11月26日

ウ 処理能力 木くず 281.6t/日 (35.2t/時間)

エ 設置許可年月日 平成14年9月26日

オ 設置許可番号 第1-6号

カ 保管施設 別表のとおり

(2) 破碎施設Ⅱ

ア 設置場所 岩手県岩手郡雫石町笹森89番1、89番2、124番45

イ 設置年月日 令和4年2月1日

ウ 処理能力 木くず 169.84t/日 (21.23t/時間)

エ 設置許可年月日 令和4年1月24日

オ 設置許可番号 第121082-19号

カ 保管施設 別表のとおり

(3) 移動式破碎施設Ⅰ (移動式)

ア 設置場所 盛岡市を除く岩手県内の排出事業場 (駐機場: 岩手県岩手郡雫石町笹森89番1、89番2、124番45)

イ 設置年月日 平成14年11月26日

ウ 処理能力 木くず 281.6t/日 (35.2t/時間)

エ 設置許可年月日 平成14年9月26日

オ 設置許可番号 第1-6号

(4) 移動式破碎施設Ⅱ

ア 設置場所 盛岡市を除く岩手県内の排出事業場 (駐機場: 岩手県岩手郡雫石町笹森
(以下、裏面記載))

イ 設置年月日 89番1、89番2、124番45)
令和4年2月1日
ウ 処理能力 木くず 169.84t/日 (21.23t/時間)
エ 設置許可年月日 令和4年1月24日
オ 設置許可番号 第121082-19号
以下余白

3. 許可の条件

移動式破碎施設による破碎処理を行う場合には次によること。

- (1) 日曜日及びその他の休日は作業を行わないこと。
- (2) 午後7時から翌日の午前7時までの間は作業を行わないこと。
- (3) 敷地境界における騒音の大きさを85デシベル以下とすること。
- (4) 敷地境界における振動の大きさを75デシベル以下とすること。
- (5) 粉じんの発生を防止するため、散水等所要の措置を講ずること。

以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成15年 5月 2日 当初許可
平成20年 5月 2日 更新許可
平成25年 5月 2日 更新許可
平成27年 4月14日 変更届出書受理 (代表者を丹内清光から変更したこと。)
平成30年 5月 2日 更新許可
令和 4年 3月 3日 変更届出書受理 (木くずの破碎施設を1施設追加したこと。)
令和 4年 3月30日 変更届出書受理 (破碎施設Ⅱ (固定・移動式) の構造を変更したこと。)
令和 4年 5月16日 事業範囲の変更許可
(1) 木くずについて、「自然木に限る。」とする限定を解除したこと。
(2) 木くずの破碎施設及び移動式破碎施設を追加したこと。

以下余白

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

以下余白



別表（保管施設の概要）

所在地：岩手県岩手郡雫石町笹森 8 9 番 1、8 9 番 2、1 2 4 番 4 5

施設区分	保管高さ m	保管面積 m ²	保管体積 m ³	保管重量 t	備 考
処分前保管	1.5	800	1,110	943.5	屋外保管
処分後保管	—	435.24	646.54	—	屋内保管

以下余白

目録

